附　則

（施行期日）

1　この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（償却資産の指定に関する経過措置）

2　この省令の施行の日において、この省令による廃止前の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第七条第一項の指定を受けている償却資産（同令附則第三条の規定により経済産業大臣の指定を受けたものとみなされた償却資産を含む。）は、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和二年経済産業省令第七十八号）第七条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

○経済産業省令第七十五号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第七十四条の二　特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 一　［略］ イ　［略］ ロ　申請人に対し、特定支配関係（特許法施行令第九条第二号ハに規定する特定支配関係をいう。第十九号ロにおいて同じ。）を持つている中小事業者以外の法人がいないことを証する書面 二～五　［略］	**第七十四条の二**　特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 一　［略］ イ　［略］ ロ　申請人に対し、特定支配関係（特許法施行令第九条第二号ハに規定する特定支配関係をいう。第二十三号ロにおいて同じ。）を持つている中小事業者以外の法人がいないことを証する書面 二～五　［略］

六　特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十七項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面

七～九　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

六　特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十八項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面

七～九　［略］

十　特許法施行令第十条第二号ホに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）次に掲げる書面

イ　第一号イに掲げる書面

ロ　その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第十一項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

十一　特許法施行令第十条第二号ホに掲げる者に該当する者（組合等に限る。）前号ロに掲げる書面

十二　特許法施行令第十条第二号ヘに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）次に掲げる書面

イ　第一号イに掲げる書面